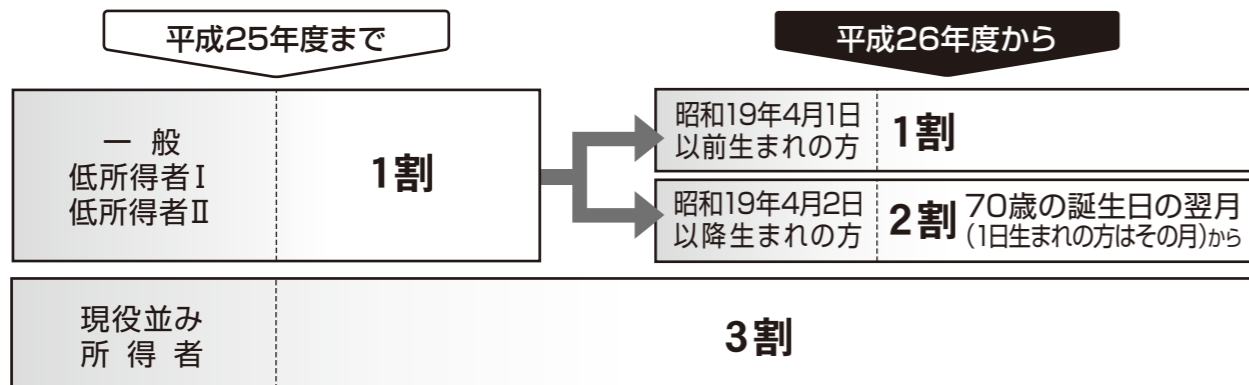


# 70歳以上75歳未満のみなさまへ 国保から制度改正のお知らせ

70歳～75歳未満の方の医療費の自己負担割合は、暫定的に1割になっていましたが、平成26年度から新たに70歳になる方から順に自己負担割合が本来の**2割負担**になります。

なお、昭和19年4月1日以前生まれの方は、これまでどおり1割負担に据え置かれます。昭和19年4月2日以降生まれの方は、70歳の誕生日の翌月から（1日生まれの方はその月から）2割となります。現役並み所得者の自己負担割合は3割のまま変更はありません。

## 70歳以上75歳未満の方の自己負担割合



## 70歳以上75歳未満の方の所得区分について

### ◆現役並み所得者

同一世帯に、住民税課税所得（調整控除が適用される場合、控除後の金額）が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる方。

ただし、住民税課税所得が145万円以上でも下記の①②③いずれかの場合は、申請により「一般」の区分と同様となり2割負担（昭和19年4月1日以前生まれの方は特例措置により1割負担）となります。

- ①国保被保険者が1人で、収入383万円未満
- ②国保被保険者が1人で、同一世帯の後期高齢者制度への移行で国保を抜けた旧国保被保険者を含めて合計収入520万円未満
- ③同一世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者が2人以上で、合計収入520万円未満

### ◆一般

現役並み所得者、低所得Ⅱ・Ⅰ以外の方

### ◆低所得Ⅱ

同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する方（低所得Ⅰ以外の方）

### ◆低所得Ⅰ

同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる方

【お問い合わせ】 国民年金課 ☎889-1798

## 財団法人 沖縄県総合保健協会 特定健診実施機関

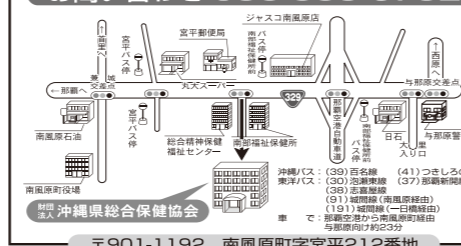
### 特定健診を受診しましょう！

特定健診を**人間ドック**に切り替えて受診することが出来ます。



\* 特定健診を人間ドックに切り替えて受診する場合には、健康保険（国保・社保）の種類や年齢などによって、個人負担額が異なります。まずは、お気軽にご相談下さい。

お問い合わせ 098-889-6792



# 平成26年度 国民健康被保険者証の切替時期です ～ 国保税の納め忘れはありませんか～

**8期まで  
納付済世帯  
に送付**

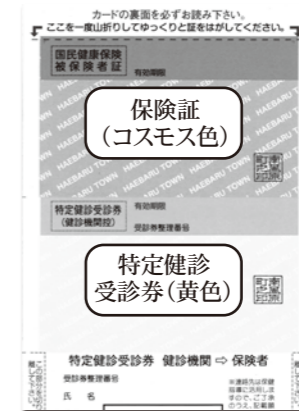
お持ちの国民健康被保険者証（保険証）の有効期限は3月31日までです。4月からは使用できませんのでご注意ください。

**国保税の8期（1月31日納期）まで納付済の世帯へ、  
新年度の保険証を3月3日～27日の間に郵送いたします。**

### 次の世帯は届出が必要です。

- 世帯員の増減がある（転入、転出、転居など）
- 世帯員で社会保険などに加入した人がいる  
※手続きには、全員の社会保険証が必要です。
- 返納金の支払いがまだの世帯  
※国保資格がない方で国保証を使用した場合の支払い（はがきを郵送いたします）
- 交通事故等の届出を国保年金課へ提出していない  
（はがきを郵送いたします）
- その他の届出がまだの場合

☆8期以前未納のある世帯へはがきをお送りします。  
下記の期日に窓口で支払や相談をしていただくことになります。



平成26年度 保険証

新しい保険証は  
コスモス色、特定  
健診受診券部分  
は黄色になっ  
ているよ！



### ■配達されなかった世帯の切替日程表 受付場所：国保年金課（役場1階）の窓口

月日	行政区	受付時間
3月10日（月）	与那覇・宮城	9:00～11:30
	大名・新川・東新川	13:00～16:30
3月11日（火）	宮平・慶原・北丘ハイツ・宮平ハイツ	9:00～11:30
	兼城・本部	13:00～16:30
3月12日（水）	喜屋武・照屋	9:00～11:30
	山川・神里	13:00～16:30
3月13日（木）	津嘉山	9:00～11:30
		13:00～16:30
3月14日（金）	兼本ハイツ・第一団地	9:00～11:30
	第二団地	13:00～16:30



高齢者受給者証と特定健診受診券は保険証と一体型になっています。  
保険証1枚で、病院の受診や特定健診を受けることができます。

### 国保税は滞納せずにご相談ください

災害等政令で定めた特例の事情がないのに、長い間保険税を滞納し、納付相談などにも応じない世帯には、やむを得ず次のような措置がとられます。

- ① 保険証を返してもらい、被保険者資格証明書を交付する場合があります。その場合、医療費がいったん全額自己負担となります。
- ② 保険給付の全部または一部が差し止められます。
- ③ ①②の措置を受けても納付しないときは、差し止めている給付から滞納分が控除されます。
- ④ 財産の差し押さえなどの処分を受ける場合があります。



※資格証明書は、被保険者であることを証明するだけのもので、保険証のように医療費の保険給付は受けられません。  
滞納した保険税が完納されたり、額が著しく減少したとき、特別の事情が認められたときには、改めて保険証が交付されます。

★納付が困難なときは、納付方法についてご相談ください。  
★4月1日は国保税第10期の納期限です。

【お問い合わせ】 国保年金課 ☎889-1798